



Title	国際海洋法裁判所ARA Libertad 事件 (Case No. 20) 暫定措置命令 (2012年12月15日)
Author(s)	吉田, 靖之
Citation	国際公共政策研究. 2015, 20(1), p. 215-230
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/57793
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【判例研究】

国際海洋法裁判所 ARA *Libertad* 事件 (Case No.20)
暫定措置命令 (2012年12月15日)

The “ARA Libertad” Case (Argentine v. Ghana),
ITLOS Case No.20, Request for Provisional Measures, Order
(15 December 2012)

吉田 靖之*

Yasuyuki YOSHIDA*

Abstract

On 15 December 2012, one phase of a dispute between Argentina and Ghana over the seizure of the Argentine frigate (sail training ship) ARA *Libertad* in a Ghanaian port came to an end when International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS) prescribed Provisional Measures under Article 290 (5) of the United Nations Conventions on the Law of the Sea (UNCLOS), which ordered Ghana to unconditionally release the vessel. The ITLOS's decision in the Order of the Provisional Measures clearly indicates warships enjoy immunity even in the internal waters of another state under customary international law, while UNCLOS does not explicitly provide for this.

キーワード：軍艦の免除、国連海洋法条約、海洋法条約における紛争の平和的解決、国際海洋法裁判所、暫定措置

Keywords : Immunity of Warships, United Nations Conventions on the Law of the Sea (UNCLOS), Peaceful Dispute Settlement under the UNCLOS, International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS), Provisional Measures

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科招聘研究員／海上自衛隊幹部学校（2等海佐）

はじめに—問題の対象—

本論において取り扱う主題は、2012年10月にアルゼンチン海軍練習艦 ARA¹⁾ *Libertad* がガーナに寄港した際に、ガーナの裁判所が軍艦が享有する免除 (immunity) を一方的に排除し、民事執行の一環として本艦に対して出港差し止め命令を下した事件に際し、国際海洋法裁判所 (以下「ITLOS」) が発令した暫定措置命令 (order of provisional measures) である。軍艦及びその他の非商業目的のために用いられる政府船舶は、国際法上一般に免除を享有し、外国の内水にある場合にも沿岸国の管轄権には服さないと理解されている²⁾。この軍艦の免除は確立された国際法上の規則であることから³⁾、一国の裁判所が上述したような行為に及んだこと自体が、まずは誠に興味深い事象である。

さらに、海上自衛隊に一定年数勤務する commissioned officer であると同時に国際法学徒でもある筆者の立場からは、上述したようなガーナの裁判所の行動は、軍艦の旗国の主権を侵害する重大かつ深刻な行為であり、状況によっては国連憲章第2条4項と抵触するおそれすら指摘されることから⁴⁾、到底看過できるものではない。それにもかかわらず、本件は海上自衛隊部内では殆ど知られておらず、また、部内において「国際法の専門家」と称されている者ですら、本件にかかわる ITLOS の判断について全く承知していないというのが現状である。ちなみに、米国においては、海軍及び沿岸警備隊といった sea-going service における勤務経歴を有する実務家出身の国際法研究者が本事件の重大性及び重要性を重く受け止め、それらの者による本暫定措置命令に関する評釈が既に複数発表されている⁵⁾。このような海外の状況と先に紹介した国内の実務家の在り様とを比較した場合、たとえ ITLOS の暫定措置命令という国際判例としては限定的な意義しか有さないとと思われるものであっても、改めて整理して紹介する意味は一定程度存在するものと思料される。

I 暫定措置に至る過程

1 ガーナ高裁による ARA *Libertad* の出港差し止め命令

ARA *Libertad* の出港差し止めの背景には、アルゼンチンが負っている1,000億ドルの債務が存在する。2006年5月11日、アルゼンチン政府は、ニューヨークの連邦地裁の判決により、NML キャピタル (10億ドルのアルゼンチン債権を引き受け) に対し2億8,400万ドルの支払いを命ぜられた⁶⁾。

1) Armada de la Republic Argentina; アルゼンチン海軍軍艦を意味する艦船接頭辞。

2) 山本草二『海洋法』(有斐閣、1992年)、119-120頁。

3) 林久茂「第32条」日本海洋協会編『国連海洋法条約の研究』(日本海洋協会、1992年)、60頁。

4) Tom Ruys, "The Meaning of "Force" and the Boundaries of the *Jus ad Bellum*: Are "Minimal" Use of Force Excluded from UN Charter Article 2 (4)?" *American Journal of International Law*, Vol. 108 (2014), p. 186.

5) E.g., James Kraska, "The ARA *Libertad* (Argentina v. Ghana)," *American Journal of International Law*, Vol. 107 (April, 2013), pp. 404-410; Claig Allen, "Law of the Sea Tribunal Resoundingly Affirms the Sovereign Immunity of Warships and Orders Ghana to Release Argentine Tall Ship ARA *Libertad*," *Opinio Juris*, <http://opiniojuris.org/2012/12/15/law-of-the-sea-tribunal-resoundingly-affirms-the-sovereign-immunity-of-warships-and-orders-ghana-to-release-argentine-tall-ship-ara-libertad>, as of 14 April, 2015.

6) Request for the Prescription of Provisional Measures under Article 290, paragraph 5, of the United Nations Conventions on the Law of the Sea, Witten Statement of the Republic of Ghana (20 November 2012), p. 1.

その後、2011年6月6日に、英国最高裁も英国国内のアルゼンチン資産のNMLによる差し押さえ命令を発した⁷⁾。

ARA *Libertad* (満載時排水量3,375 t) は、1963年5月28日に就役したアルゼンチン海軍の練習艦 (練習帆船) (sail training ship) である。2012年に本艦は、艦長パブロ・サロニオ海軍大佐 (Capitán de Navío Pablo Lucio Salonio) の指揮の下、乗員及びアルゼンチン海軍士官候補生、アルゼンチン陸空軍等からの同乗者並びに外国海軍からの招聘者約220名が乗艦し、米州、欧州及びアフリカ方面への第43次練習航海のため本国を出港した⁸⁾。この練習航海の一環として、ARA *Libertad* がガーナの Tema (Tema) に入港することがアルゼンチンとガーナとの間で合意されていた⁹⁾。2012年10月1日、ARA *Libertad* は予定どおり Tema に入港し、同日、ガーナ軍及び同国外務省高官等が出席した歓迎式典が開催された¹⁰⁾。

ところが、その翌日の2012年10月2日0800時 (現地時間)、先に言及した米国及び英国裁判所の判決に依拠し、ガーナ高裁は、アルゼンチンに対して NML キャピタルへの2,000万ドルの支払いと ARA *Libertad* の出港差止めにかかわる命令を発令した¹¹⁾。この命令を受けて、駐ガーナ・アルゼンチン大使並びにガーナ政府及び軍の高官は、ガーナ高裁に対し、ARA *Libertad* は免除を享有する軍艦であり、本艦の出港差止めは国際法に違反する行為であると助言するとともに、事態の解決に向けた努力を開始した¹²⁾。さらに、アルゼンチン本国から事態解決の特命を帯びた政府高官が Tema へ派遣され、ガーナ政府と協議したが、このような努力は成果を得なかった¹³⁾。

アルゼンチンとガーナはともに国連海洋法条約 (以下「UNCLOS」) の締約国であることから、2012年10月31日、アルゼンチンは、UNCLOS 第283条の下での意見交換をガーナに対して行うとともに、同第287条第1項にしたがい、UNCLOS 附属書第Ⅶ (以下「附属書Ⅶ」) の下での仲裁手続きに着手した¹⁴⁾。そのようななか、11月5日にガーナ高裁は、ARA *Libertad* を別のバースへ移動させる命令を下した¹⁵⁾。本命令を遂行すべく、11月7日にガーナ港湾当局者が ARA *Libertad* への強行的な乗艦を敢行したが、本艦側の武装当直員に阻止されるという事態が生じた。なお、この時点においては、サロニオ艦長以下最小必要限度の乗員25名のみを残し、大部分の乗員その他は既に退艦を完了していた¹⁶⁾。このような ARA *Libertad* の命令への不服従及び非協力的な態度から、ガーナ港湾

7) MNL Capital Limited v. Republic of Argentina (2001), UKSC, 31, 6 July 2011, reprinted in Request for the Prescription of Provisional Measures under Article 290, paragraph 5, of the United Nations Conventions on the Law of the Sea, Written Statement of the Republic of Ghana (28 November 2012), Annex 5.

8) "Frigate ARA Libertad" (Argentina (Applicant) v. Ghana (Respondent)), Request for the Prescription of Provisional Measures under Article 290, paragraph 5, of the United Nations Conventions on the Law of the Sea (14 November 2012) (hereinafter "Argentina's Request for Provisional Order"), Annex B.

9) なお、寄港にかかわる最終的な外交手続は2012年9月26日に完了している。Id., p.3.

10) Id.

11) Order for Interlocutory Injunction and Interim Preservation of the "ARA Libertad," High Court of Justice (Commercial Division), Accra, 2 October 2012, reprinted in Argentina's Request for Provisional Order, supra note 8, Annex A.

12) Argentina's Request for Provisional Order, supra note 8, pp.5-6.

13) Id., p.6.

14) Id.

15) Id., Annex G.

16) Id., Annex I.

当局は本艦への電力及び真水の供給を遮断し、その結果、本艦の真水及び燃料が枯渇し、艦内の居住環境及び衛生状態は極度に悪化することとなった¹⁷⁾。

UNCLOS 附属書Ⅶの紛争解決手続を開始してから2週間後の11月14日に、アルゼンチンは、ITLOS に対し、附属書Ⅶの仲裁裁判所が設立される以前における UNCLOS 第290条の下での暫定措置の要請を申し立て、11月29日から30日までの2日間にわたり ITLOS において口頭弁論が開催された¹⁸⁾。その後、アルゼンチンの申立てから1か月後の12月15日に、本件に関する暫定措置命令¹⁹⁾が発令された。なお、本暫定措置命令には、5人の判事が個別的意見及び宣言を添付している。

2 暫定措置における紛争当事国の請求内容

アルゼンチンは、付属書Ⅶにより組織される仲裁裁判所に対し、本案に関し以下のような請求を行った。それらは、まず、ガーナが *ARA Libertad* の出港を差し止め、また、本艦を拘留し補給を禁止したことにより、同国が UNCLOS 第32条及び1926年の国家船舶の免除についての若干の規則の統一に関するブリュッセル条約（未発効）²⁰⁾ で確認されている軍艦の免除を侵害したこと、及び当該軍艦が沿岸国の領水を離れて出港し、公海の自由を享有することを阻止したと宣言することである（para.26）（以下に記すパラグラフの番号は、特段の注記なき限り暫定措置命令のものを示す）。さらに、アルゼンチンは、ガーナが先に申立てた国際的な義務違反を直ちに終了せしめること、本件により生じた損害をアルゼンチンに賠償すること、アルゼンチン海軍軍艦を違法に拘留して同国の名誉と尊厳を傷つけたことから、同国国旗に対して敬礼を行い、同国の名誉を回復せしめると宣言すること、及び国際的な義務に違背する決定を行ったガーナ当局の関係者を処罰することを仲裁裁判所に要請した（para.26）。ちなみに、アルゼンチンは、1995年に UNCLOS を批准した際、同298条にしたがい、同条第1項(a)(b)(c)に記される紛争については、UNCLOS 第15部の紛争処理手続きから除外するとの選択的適用除外宣言を行っていた²¹⁾。しかしながら、本件が生起すると、アルゼンチンは、2012年10月26日に「非商業的な活動に従事する政府船舶及び航空機による『軍事的な活動』を選択除外宣言から削除する」とした²²⁾。他方で、ガーナは、2009年12月15日に、UNCLOS 第290条第1項(a)に記される歴史的な湾、歴史的権原に関する紛争、並びに大陸又は島の領土に関する主権及びその他の権利に関する紛争については UNCLOS 第15部の紛争処理手続きから除外するとの選択除外宣言を行っている²³⁾。

次に、暫定措置については、アルゼンチンは、ガーナは無条件で *ARA Libertad* のテマ港からの出

17) *Id.*, p.7.

18) ITLOS/PV.12/C20/1/1 (29 November 2012); ITLOS/PV.12/C20/2 (29 November 2012); ITLOS/PV.12/C20/3 (30 November 2012); ITLOS/PV.12/C20/4 (30 November 2012).

19) International Tribunal for the Law of the Sea, The “ARA Libertad” Case (Argentina v. Ghana), Case No.20, Request for the prescription of provisional measures, Order (15 December, 2012) (*hereinafter* “Order”).

20) Convention pour l'unification de certaines règles relatives à l'immunité des navires d'Etat, signée à Bruxelles, 10 avril 1926.

21) Order, *supra* note 19, para.33.

22) *Id.*, para.34.

23) *Id.*, para.35.

港を許可し、本艦のガーナ領海の通航を可能ならしめること、本艦に対する補給を可能ならしめること、及びITLOSがガーナの申立てを拒否することを要請した²⁴⁾(para.28)。これに対して、ガーナは、アルゼンチンによる暫定措置の要請を拒否すること、及び本件についてガーナが負担した費用をアルゼンチンが負担するよう同国に命令することを要請した²⁵⁾(para.29)。

II 暫定措置命令の要旨

暫定措置命令の検討においてITLOSは、まず、2012年10月30日にアルゼンチンが、ARA Libertadをめぐるガーナとの紛争の解決手段として附属書Ⅶによって組織される仲裁裁判所を選択したこと(UNCLOS第287条)を確認した(para.30)。次に、ITLOSは、今回の暫定措置命令の要請はUNCLOS第290条第5項の下であることを確認し(paras.32、36)、そのうえで、暫定措置命令を発する前に附属書Ⅶで設立される仲裁裁判所が本件に対する管轄権を*prima facie*に有すると判断しなければならないとした(paras.37)。

これらの確認及び判断を踏まえ、ITLOSは、暫定措置命令の実施及びその内容について以下のような検討を実施した。

1 アルゼンチンの主張の確認

まず、アルゼンチンは、ガーナ高裁が命じたARA Libertadの出港差し止めと拘留の違法性について糾弾し、かかる行為はUNCLOSの下で認められている権利を侵害すると主張する(para.39)。その上で、アルゼンチンは、同国とガーナとの間での紛争は、UNCLOSの解釈、特に第18条第1項(b)(通航の意味)、第32条(軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除)、第87条第1項(a)(公海の自由)及び第90条(航行の権利)をめぐるとする²⁶⁾(para.39)。これらのUNCLOSの条文との連関についてアルゼンチンは、ARA Libertadのテーマにおける拘留は、本艦が無害通航権を行使してガーナ領海を通航する権利を侵害するとともに²⁷⁾、軍艦が享有する免除にかかわるアルゼンチンの利益に対する直接の侵害であると非難する(para.40)。また、ARA Libertadのテーマ港における碇泊はガーナ当局の同意の下で行われていることから、本艦は合法的にテーマ港に所在しており、故に、本艦は無害通航権を行使して同港を出港することができると、アルゼンチンは併せて主張する(para.42)。そして、アルゼンチンは、同国が保護を求めるのは公海航行の自由であり、ARA Libertadの拘留はこの根本的な自由を脅かすものであるとする(para.43)。

次に、軍艦が享有する免除についてアルゼンチンは、UNCLOS第32条で記されている軍艦の免除

24) International Tribunal for the Law of the Sea, Final Submission of the Argentine Republic (30 November 2012).

25) International Tribunal for the Law of the Sea, Final Submission of the Republic of Ghana (30 November 2012).

26) ITLOS/PV.12/C20/1/1, *supra* note 18, p.9.

27) UNCLOS第18条第1項(b)の無害通航の定義は、内水に向かって若しくは内水から航行することとされている(下線強調筆者追加)(para.40)。

は自律的な (autonomous) タイプの免除であると一般国際法で確認されているという一般的な事項を示したうえで (para.44.)、UNCLOS 第32条の「この条約のいかなる規定も」という条文から、第32条はUNCLOSにおける領海に関する部以外にも適応されることは明白であると主張する (para.45.)。その結果、UNCLOS 第32条は本条約全体に適用されることから、軍艦の免除は領海においてのみならず内水においても存在するとの解釈を、アルゼンチンは導出する (para.46.)。なお、これに対してガーナは、「UNCLOS 第32条は義務及び免除にかかわる規則の何れも創設せず、それは単に *saver clause* に過ぎない」とし、同条は慣習法の確認にとどまるとの立場をとる。他方で、アルゼンチンは、「第32条は免除に明示的に言及していることから、軍艦の免除はUNCLOSに組み込まれている (in cooperate with)」(下線強調筆者追加)と反論する (para.47.)

さらに、アルゼンチンは、内水についての規定であるUNCLOS第8条は、領海について定める条約第2部に位置していることを認めつつも (para.48.)、海洋環境の保護における軍艦、軍の支援船 (naval auxiliary) または国が所有し若しくは運航する他の船舶若しくは航空機で政府の非商業的役務にのみ使用しているものの主権免除に関するUNCLOS第236条を引用する (para.49.)。そのうえで、アルゼンチンは、軍艦の免除はすべての海域に適用され、特に、海洋環境の防護と保全に関する第211条第3項及び沿岸国による執行に関する第218条から、第236条は港湾にも適用がある旨を主張する (para.50.)。

2 ガーナの主張の確認

まず、ガーナは、アルゼンチンとの間にUNCLOSの解釈または適用をめぐる紛争は存在せず、故に、ITLOSはアルゼンチンが要請した暫定措置命令を定めるための管轄権を有しないと立場を提示する (para.51.)。さらに、ガーナは、アルゼンチンが提示したUNCLOSの関連条項は内水においては適用されないことから、附属書Ⅶの仲裁裁判所もまたアルゼンチンが申立てた紛争について *prima facie* の管轄権を有しないと主張する。 (para.52.)。

つぎに、ガーナは、UNCLOS第18条第1項は、通航を「内水に入ることなく」と規定していることから、本件においてARA *Libertad* はガーナの領海には存在していないとする (訳注：既に港湾(内水)に入っているとの意) (para.53.)。また、ガーナは、UNCLOS第87条及び90条は内水における軍艦の免除とは何らの関連を有しないと主張する (para.54.)。さらに、UNCLOS第32条は領海における免除規定であり、内水における場合には言及がなく、また、そもそも港湾及び内水のレジームはUNCLOSから除外されているとの見解をガーナは提示する (para.55.)。

つまり、ガーナによると、沿岸国は内水において完全な主権の行使が可能であるが故に、内水に所在する外国船舶は沿岸国の管轄権に服することとなる (para.56.)。また、内水における軍艦の免除はUNCLOSの解釈または適用の問題ではなく、仮に内水において軍艦が免除を享有するとしても、それはUNCLOSの枠外における問題であり、他の規則 (一般国際法) により支配されるものということとなる (para.57.)。そうすると、UNCLOS第288条第1項は、附属書Ⅶで設立される仲裁裁

判所は「この条約 (UNCLOS) の解釈または適用に関する紛争に管轄権を有する」としていることから、一般国際法の適用をめぐる紛争は仲裁裁判所の管轄権の範囲に属しないとガーナは主張する (para.58.)。最後に、ガーナは、UNCLOS 第236条の主権免除は海洋環境の保護及び保全に限定されており、それらは本件において問題とはならないことを付言する (para.58.)。

3 *prima facie* の管轄権

つぎに、ITLOS は、暫定措置にとって必要な *prima facie* の管轄権並びに回復しがたい損害及び緊急要件の有無について検討する。まず、*prima facie* の管轄権について ITLOS は、仲裁手続中のこの段階においては未だアルゼンチンが申立てた権利の存在を宣言的に確立する必要はないことを確認し、暫定措置命令を発するために申立人 (アルゼンチン) が引用した、UNCLOS の条項は附属書Ⅶの下で仲裁裁判所が設立するための根拠を *prima facie* に提供するのかとの問いにつき回答を示す必要を認定する (para.60.)。

また、ITLOS は、UNCLOS 第18条第1項 (b)、第87条及び第90条は、内水における軍艦の免除との連関はなく、これらの条項からは *prima facie* の管轄権は導出されないとする (para.61.)。さらに、ITLOS は、第32条は軍艦及び非商業目的のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除についての規定であり、そこでは「この条約のいかなる規定も、軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除に影響を及ぼすものではない」とされているものの (para.62.)、本条文の適用にかかわる地理的範囲について特段の制約は設けられていないとする (para.63.)。なお、この点に関し、ITLOS は、UNCLOS 第32条が UNCLOS 第2部に置かれており、また、第2部における条項の殆どが領海に関するものではあるものの、例えば第29条 (軍艦の定義) のように、いくつかの条項はすべての海域に適用が可能であると付言する (para.64.)。

このように解釈したうえで、ITLOS は、本件の当事国の間には UNCLOS 第32条の適用可能性をめぐる見解に相違があることから、UNCLOS の解釈または適用に関する紛争が存在すると認定する (para.65.)。そして、ITLOS は、UNCLOS 第32条が附属書Ⅶで設立される仲裁裁判所の *prima facie* の管轄権の根拠となり得ると判断し (para.66.)、附属書Ⅶで設立される仲裁裁判所は本紛争における *prima facie* の管轄権を有すると宣言する (para.67.)。

4 回復しがたい損害と緊急性の要件

UNCLOS 第290条第5項は、「附属書Ⅶにより構成される仲裁裁判所が紛争について管轄権を有すると推定され (*prima facie*)、かつ事態の緊急性により必要と認める場合には、ITLOS はこの条の規定に基づき暫定措置を定め、修正し又は取り消すことができる」と規定する (para.73)。また、UNCLOS 第290条第1項は、「当該裁判所は、終局裁判を行うまでの間、紛争当事者のそれぞれの権利を保全し又は海洋環境に対して生ずる重大な存在を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定措置を定めることができる」と規定する (para.74)。

当事国の権利の保護とのかかわりにおいて、アルゼンチンは「ガーナの行動は、アルゼンチンの権利、特に、ARA *Libertad* が享有するガーナ領海を離脱する権利または航行の自由にかかわるより一般的な権利に対して回復し難い損害 (irreparable damage) を与えた」と主張する (para.75.)。具体的には、アルゼンチンは、「2012年11月7日にガーナの港湾当局がARA *Libertad* への強行的な乗艦及び本艦の移動を試みたという事実、ARA *Libertad* をめぐるこれまでのガーナ政府の一連の行動及び軍艦に対する執行を可能ならしめているガーナの国内法制度並びにARA *Libertad* に対するさらなる措置が講じられるおそれ (threat) は、アルゼンチンの正当な権利行使を危うくするのみならず、上述したようなガーナによる行動から生じる危険をアルゼンチンに負担せしめることとなる」と主張する (para.76.)。さらに、アルゼンチンは、「軍艦の拘留は一国の軍隊という組織を毀損し、アルゼンチン国家への offence を象徴するもの」と非難する (para.77.)。

他方で、ガーナは、高裁の命令の遂行のためテマ港においてARA *Libertad* が一時的に拘束されたことにより回復しがたい損害を受けたとのアルゼンチンによる主張は受け入れ難いとの立場を維持する (para.78.)。また、ガーナは、「ARA *Libertad* がテマ港に碇泊しているという事実からは、アルゼンチンの権利に対する回復しがたい損害を与えるような急迫した危険は生じていない」と主張する (para.79.)。さらに、ガーナは、「アルゼンチンは、自国の権利が回復しがたい損害から生じる実際のかつ急迫した危険に直面していること、及び要請した暫定措置が必要または適切であるということについて十分な説明を行っていない」と反論する (para.80.)。

これに対して、アルゼンチンは、事態の緊急性に鑑み、「要請した暫定措置が発令されないとすれば、ARA *Libertad* 及びその乗員は自己の意思に反してテマ港に抑留されることとなり、そして、そのことは、国際法に違反して軍艦の拘留を継続するガーナ政府の意思が継続することを意味する」と再反論するとともに (para.81.)、「旗国の同意を得ないARA *Libertad* への強行的な乗艦及び本艦の移動は、紛争をエスカレートさせるとともに人命に危害が及ぶような深刻な事態を招く」と主張する (para.82.)。また、アルゼンチンは、「ARA *Libertad* が免除を享有しているにもかかわらず、本件においてガーナの司法当局が軍艦が享有する免除を無視していることは誠に遺憾である」とし (para.83.)、ARA *Libertad* のサロニオ艦長が2012年11月7日の事象（訳注：ARA *Libertad* への強行的な乗艦及び本艦の移動命令の発令）において法廷侮辱罪という理由により訴追されるおそれがあるということは、ARA *Libertad* 及びその乗員が享有する免除をさらに否定するものであると主張する (para.84.)。加えて、アルゼンチンは、「拘留によりARA *Libertad* に対して予め計画された修理がなされていないことが本艦の航洋能力を漸減せしめ、情勢の一層の悪化を招いている」という姿勢を維持し (para.85.)、「仲裁裁判所の設立のために必要な時間を勘案すると、アルゼンチンがこのまま座して待機することは、自国の権利及び自己の存在そのものに対する重大な損害を招く」との懸念を表明する (para.86.)。さらに、アルゼンチンは、「ARA *Libertad* の解放について財政的またはその他の条件を付すことを暗示するような手段は、UNCLOS 及び国際法の下での軍艦の免除を否定するもの」と強く非難する (para.87.)。

このようなアルゼンチンの再反論に対してガーナは、附属書Ⅶの下で仲裁裁判所が設立されるまでの期間において暫定措置が必要とされる程度の緊急性は本件においては存在しないと、暫定措置の必要性を否定する (para.88.)。その理由としてガーナは、アルゼンチンの主張とは正反対に、テマ港において ARA *Libertad* が碇泊していることに起因するアルゼンチンの権利侵害にかかわる急迫性は存在しないことから (para.89.)、11月7日の事象は附属書Ⅶの下で仲裁裁判所が設立される以前の段階におけるアルゼンチンの権利に対する回復しがたい損害を構成するとまではいえないと主張する (para.90.)。また、テマ港の港湾当局は、ARA *Libertad* 及び本艦乗員の完全な自由、安全及び保安の確保のために一貫して大変に慎重に行動したこと、及び高裁の命令の遂行において過度な実力の行使を回避するとともに、本艦の歴史的及び文化的な価値を考慮し想定されるすべての危険を回避するために合理的に行動したと、アルゼンチンが主張するところを全面的に否定する (para.91.)。さらに、ガーナは、アルゼンチンはガーナ高裁が命じた負債の支払いに応じることにより ARA *Libertad* の即時の解放が可能であったこと、また、既にガーナ高裁に紛争が付託されているという状態にあっては、アルゼンチンの権利の保全のために ITLOS が追加的な救済措置を講じる必要はないと、ITLOS の管轄権を否定する (para.92.)。

5 「一般国際法」の下で軍艦が享有する免除の侵害

次に、ITLOS は、本件における紛争の主題 (subject-matter) である軍艦が享有する免除について検討する。まず、ITLOS は、UNCLOS 第29条で確認されている軍艦の定義を引用し (para.93.)、軍艦はその掲揚する旗の国の主権を象徴するものであり (para.94.)、一般国際法の下では、軍艦は内水においても免除を享有すると宣言する (下線強調筆者追加) (para.95.)。次に、ITLOS は、UNCLOS 第279条の「締約国は、国連憲章第2条第3項の規定にしたがいこの条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争を平和的手段によって解決するもの」(第1文)との規定を引用し (para.96.)、それを念頭に置き、「強制的手段を用いて軍艦をその任務及び義務から解除せしめることは、諸国間の友好関係を危機におとしめるような紛争の源となる」旨を考慮し (下線強調筆者追加) (para.97.)、ガーナ当局のとった ARA *Libertad* を その任務及び義務から強制的に解除せしめる措置は一般国際法の下における軍艦が享有する免除を侵害すると宣言する (下線強調筆者追加) (para.98.)。

そのうえで、ITLOS は、2012年11月7日にガーナ当局が ARA *Libertad* のサロニオ艦長の許可を得ることなく本艦への強制的な乗艦及び他のバースへ本艦の移動を試みたことを重要視し、また、そのような行為が再び繰り返されるおそれがあることから、附属書Ⅶの下での仲裁裁判所が設立されるまでの間における暫定措置を喫緊に定める必要性を認める (para.99.)。このように、ITLOS は、UNCLOS 第290条第5項に鑑み、本件における現下の状況では、適用可能な国際法の完全な履行を伴って関係国の権利を完全に保護するための暫定措置が必要とされている程度に情勢が急迫していると判断する (para.100.)。

さらに、暫定措置命令のために必要な手続的事項について、アルゼンチン及びガーナの両国とも、

附属書Ⅶに付される紛争をさらに悪化させるような行動をとらないと確約していること (para.101.)、ITLOS 規則第89条第5項にしたがい、ITLOS は要請された措置とは全体的若しくは部分的に異なる措置を命じることが可能であること (para.102.)、暫定措置命令は本案を取扱う附属書Ⅶの下で設立される仲裁裁判所の管轄権を侵害するものではないこと、並びにアルゼンチン及びガーナがそれぞれ申立てている権利に何らの影響を与えるものではないという各事項につき、ITLOS は確認する (para.106.)²⁸⁾。

6 暫定措置命令主文

以上のような理由により、ITLOS は、(1) 附属書Ⅶの下での仲裁裁判所が設立されるまでの間、UNCLOS 第290条第5項の下で以下の暫定措置命令を発する〔全会一致〕。すなわち、(1-1) ガーナは、直ちにかつ無条件で *ARA Libertad* を解放すること；(1-2) ガーナは、*ARA Libertad* が Tema 港及びガーナの管轄下にある水域を離脱することを確約すること；(1-3) ガーナは *ARA Libertad* に対する補給を実施すること。(2) アルゼンチン及びガーナは、本暫定措置命令パラグラフ103に記されている暫定措置の履行にかかわる通知を2012年12月20までに行うこと、及びITLOS 所長には必要と認める場合においては当該期日以降もかかる通知を行わせる権限が授権されること〔全会一致〕。(3) 紛争当事者は、各自の費用をそれぞれ負担すること〔全会一致〕 (para.108)。

Ⅲ 若干の考察

1 国連海洋法条約の下での紛争処理手続における暫定措置の特徴

国際司法裁判所（以下「ICJ」）の仮保全措置 (interim measures) (ICJ 規程第41条) と同じく、ITLOS の暫定措置は裁判所の裁量に属する例外的なものである²⁹⁾。また、ICJ の漁業管轄権事件仮保全措置命令 (1972年) において示されているように、国際裁判における暫定措置（仮保全措置）は、紛争当事国の権利の保護と本案における判断が下されるまでの間に回復できない損害 (irreparable prejudice) が発生することを回避するための安全措置 (safeguard) であると、一般的に理解されている³⁰⁾。ただし、回復しがたい損害の発生が予測されるということは暫定措置（仮保全措置）にとって前提的に必要な条件とはされておらず、回復しがたい損害の発生が予測されなければ暫定措置（仮保全

28) これらの事項は、*M/V Louisa* 事件における暫定措置命令 para.106でも述べられたものである (para.106.)。International Tribunal for the Law of the Sea, Order, The *M/V "LOUISA"* Case (Saint Vincent and the Grenadines v. Spain), Case No.18, Provisional Measures, Order of 23 December 2010, *ITLOS Reports 2008-2010*, p.70. なお、*M/V Louisa* 事件では、暫定措置命令ではITLOS は *prima facie* の管轄権を有するとされたが、本案においてはITLOS の管轄権が否定された。International Tribunal for the Law of the Sea, The *M/V "LOUISA"* Case (Saint Vincent and the Grenadines v. Kingdom of Spain), Case No.18, Judgment of 28 May 2013, para.154.

29) Rüdiger Wolfrum, "Provisional Measures of the International Tribunal for the Law of the Sea," in Chandrasekhara Rao and Rahmatullah Khan eds., *The International Tribunal for the Law of the Sea: Law and Practice* (Kluwer Law International, 2001), p.175.

30) *Fisheries Jurisdiction (Federal Republic of Germany v. Iceland), Interim Protection, Order of 14 August 1972*, *ICJ Reports 1972*, p.30, para.21. 加えて、紛争当事国の間で科学的な認識が対立する状況において、相手国の行為を停止させるための一種の差止めに近い効果を期待して、暫定措置命令の制度が活用される場合もある。堀口健夫「国際海洋法裁判所の暫定措置命令における予防概念の意義 (1)」『北大法学論集』第61巻第2号 (2010年)、815頁。

措置)は実施できないということを意味しない³¹⁾。ちなみに、UNCLOS の関連条項においては、「回復しがたい損害」という文言は使用されていない。

UNCLOS の紛争処理手続における暫定措置の特徴は、*prima facie* の管轄権が要求されていること、本暫定措置は自動的に当事国を拘束すること (UNCLOS 第290条第6項)、及び本案判決が下るまでの間、紛争当事国の権利を保護するものであることである³²⁾。これらのうち、*prima facie* の管轄権については、暫定措置を要請する紛争当事国が、UNCLOS 第287条第1項に掲げられる ITLOS、ICJ、付属書Ⅶによって組織される仲裁裁判所及び付属書Ⅷに規定する1または2以上の種類の紛争のために同付属書によって組織される特別仲裁裁判所のいずれかが管轄権を有すると推定する場合には、当該裁判所は、終局裁判を行うまでの間、紛争当事国のそれぞれの権利を保全し、または海洋環境に対して生じる重大な害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定措置を定めることができるとされる (UNCLOS 第290条第1項)。この制度は比較的ハードルが低く、また、申し立てを行う当事国のほうが手続的に有利であるとされる³³⁾。

UNCLOS の紛争解決制度における暫定措置は、本案の審理を行う裁判所が自ら *prima facie* の管轄権を設定することが原則とされている。しかしながら、UNCLOS 第290条第1項で記されている裁判所が暫定措置実施のために必要な *prima facie* の管轄権の有無につき判断するにあたり、特に当該裁判所が付属書Ⅶの下で組織される仲裁裁判所である場合には、設立までに一定の時間を要することが想定される³⁴⁾。そこで、UNCLOS 第290条第5項において、付属書Ⅶの下で設立される裁判所が構成されるまでの間、紛争当事者が合意する裁判所、または暫定措置に対する要請が行われた日から2週間以内に紛争当事者が合意しない場合には、ITLOS または深海底における活動に関しては海底紛争裁判部が構成される仲裁裁判所が紛争について管轄権を有すると推定し、かつ、事態の緊急性により必要と認める場合には、第290条の規定に基づき暫定措置を定め、修正または取り消すことができるとされている。つまり、UNCLOS 第290条第5項の下における暫定措置は、事態の緊急性が重視されている³⁵⁾。また、それ故に、UNCLOS 第290条第5項の下での暫定措置においては、ITLOS が本案の審理を行う裁判所の *prima facie* の管轄権の有無にかかわる判断を行うような制度となっており、この点こそが本制度が有する顕著な特徴なのである³⁶⁾。

ちなみに、一部の議論においては、第290条第5項の下での暫定措置は、付属書Ⅶの下で設立される裁判所が構成されるまでの間における「間に合わせ」(step-gap) の措置であるとの批判が見られ

31) Wolfrum, *supra* note 29, p.177.

32) Natalie Klein, *Dispute Settlement in the UN Convention on the Law of the Sea* (Cambridge University Press, 2005), p.60.

33) Gudmundur Erikson, *The International Tribunal for the Law of the Sea* (Martinus Nijhoff Publishers, 2000), p.222; Shabtai Rosenne, *Provisional Measures in International Law: The International Court of Justice and the International Tribunal for the Law of the Sea* (Oxford University Press, 2005), p.125; 岩石順子「国連海洋法条約の紛争解決手続における『紛争』概念」『上智法學論集』第49巻第3・4号(2006年)、130頁。

34) Wolfrum, *supra* note 29, p.179.

35) International Tribunal for the Law of the Sea, Southern Bluefin Tuna Case (New Zealand v. Japan; Australia v. Japan), Case No.3 and 4, Request for provisional measures, Order (27 August 1999), Separate Opinion of Judge Treves, paras.3-4.

36) International Tribunal for the Law of the Sea, MOX Plant Case (Ireland v. United Kingdom), Case No.10, Request for provisional measures, Order (3 December 2001), Separate Opinion of Judge Mensah, p.3.

ている³⁷⁾。さらに、ITLOSが他の裁判所の *prima facie* の管轄権の有無を判断するという方法は他の国際裁判では見られない特徴的なものであり、かかる制度の正当性 (legitimacy) に疑問を投げかける指摘も存在する³⁸⁾。しかしながら、UNCLOS の紛争処理手続においては、処理が迅速であるという理由から、第290条第5項下の ITLOS による暫定措置が重用されている³⁹⁾。

2 本暫定措置命令の射程及び意義

(1) 紛争の主題—軍艦の免除—

ITLOS は、本件においては紛争当事者間に UNCLOS 第32条の解釈または適用に関する紛争が存在するとして判断し、それを *prima facie* の管轄権の根拠とした (para.65)。そのうえで、ITLOS は本件における紛争の主題について検討しているのであるが、それは以下のとおり再整理される。まず、ITLOS は、UNCLOS 第29条に定義される軍艦は旗国の主権を象徴することを確認する (para.94.)。これは、軍艦の免除の根拠として一般的に主張されてきたことである。その上で、ITLOS は、軍艦は内水においても免除を享有するという、軍艦が所在する特定の場所における免除にかかわる慣習法 (本暫定措置命令では一般国際法 (general international law) と表記) 上の規則を確認する (para.95.)。つぎに、本件における紛争の主題について ITLOS は、旗国の主権の象徴である軍艦を任務及び義務から強制的に解除せしめ、その結果、諸国間の友好関係を危機におとしめたことと判断する (para.97.)。その理由として、ITLOS は、UNCLOS の解釈または適用に関する締約国間の紛争を国連憲章第2条第3項にしたがい平和的手段によって解決する旨を規定する UNCLOS 第279条を引用する (para.96.)。そのうえで ITLOS は、軍艦の免除は極めて強い履行が要求されるものであり、この点に鑑み、本件における沿岸国 (ガーナ) の行為の重大性と暫定措置の必要性について para.97 で再整理している。

軍艦の免除が最初に示されたのは、1812年の Schooner Exchange 事件合衆国連邦最高裁判所判決である。本判決においては、「武装公船 (軍艦) は一国の軍隊の一部を構成し、主権者の直接の指揮の下で行動し、国家的目的達成のために運用される。主権者は、外国の干渉により国家目的が妨害されることを防止するための多くの強い動機を有するが、それは、かかる干渉は主権者の権力及び威信に多大な影響を及ぼすことに理由が求められる。したがって、武装公船が友好国の港湾に入港することにかかわる暗黙の了解は、当該武装公船が沿岸国の主権者の管轄権行使からの免除を当然に包むものとして解釈されるべき」と判断された⁴⁰⁾。

37) Douglas Guilfoyle and Cameron A. Miles, "Provisional Measures and the MV Arctic Sunrise," *American Journal of International Law*, Vol. 108 (April, 2014), p.274.

38) Thomas Mensah, "Provisional Measures in the International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS)," *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Vol. 62 (2002), pp.46-47.

39) みなみまぐろ事件暫定措置命令 (1999年8月27日)、ジョホール海峡等埋立事件暫定措置命令 (2003年9月10日)、MV Arctic Sunrise 事件暫定措置命令 (2013年11月22日)。他方で、ITLOS が UNCLOS 第290条第1項の下での暫定措置命令を下令したのもとして、MV SAIGA 事件 (No.2) 暫定措置命令 (1998年3月11日) 及び MV Louisa 事件暫定措置命令 (2010年12月23日) が存在する。

40) *The Exchange v. McFaddon*, 11 U.S. 7 Cranch (1812), p.144, <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/11/116/case.html>, as of 29 April 2015; 真山全「第32条「軍艦及び非商業目的のために運航する他の政府船舶の免除」」日本海洋協会編「船舶の通航権をめぐる海事紛争と新海洋法秩序第2号」(日本海洋協会、1982年)、170頁; 太寿堂鼎「スクーナ船エクステンジ号事件」田畑茂二郎、

暫定措置命令 para.97の記述は、この合衆国最高裁判所判決とほぼ同様の趣旨である。然るに、para.97においては、軍艦は旗国の主権を象徴するとする para.94を基盤としながらも、免除の根拠として軍艦の職務の問題にまで踏み込んでおり、その結果、上述したような強い表現が用いられていることには注目すべきである。そのうえで ITLOS は、ARA *Libertad* をその任務及び義務から強制的に解除せしめたことは、慣習法（一般国際法）の下における軍艦が享有する免除を侵害すると判断しているのである（para.98.）。このような ITLOS の判断を妥当なものとするならば、軍艦の免除は職務の遂行に付帯するものであり、一般的な司法管轄権からの免除とは制度趣旨が大きく異なる。また、そうであるが故に、ITLOS は、軍艦の免除の侵害は国際の平和と安全を害する程度の重大性を帯びることから⁴¹⁾、本件においてはかかる行為が繰り返されるおそれがあることについて、UNCLOS 第290条第5項の下での暫定措置に必要とされる緊急性の存在を認定したのである。

海洋法条約規則は、非商業的目的のために運航する政府船舶の免除についての規定を創設したが⁴²⁾、軍艦の免除については、いかなる海洋法条約規則も明文による規定を創設していない。したがって、軍艦の免除は、依然として海洋法条約規則の枠外に慣習法（一般国際法）として存在している⁴³⁾。然るに、軍艦の免除の根拠が何であれ、本件において ITLOS は、軍艦の免除の侵害は国際的な関係を害する程度に深刻な行為であると認定した。この ITLOS の判断に依拠すると、軍艦の定義⁴⁴⁾はむしろ形式的な基準に依っているのに対し⁴⁵⁾、軍艦の免除は旗国（個別国家）の裁量により放棄（waive）または修正することができない特別な制度ということになる。加えて、本件における暫定措置命令は、それだけで本案が達成されてしまう程度の強い措置である⁴⁶⁾。そして、このような強い措置が暫定措置命令においてなされたのは、軍艦が享有する免除は特別かつ自律的なタイプの制度であるという事由⁴⁷⁾が一定程度影響していると考えすることは、完全には否定されないであろう。

(2) ITLOS の事項管轄権

内水は沿岸国の海洋領域（maritime territory）であり⁴⁸⁾、完全な主権が及ぶという意味では陸地と同等の地位を有する⁴⁹⁾。内水における沿岸国の管轄権につき、その細目の多くは海洋法条約規則では

太寿堂鼎編『ケースブック国際法新版』（有斐閣、1987年）200-201頁；臼杵知史「国家免除（1）一絶対的免除：スクーナ船エクステンション号対マックファドン事件」小寺彰、森川幸一、西村弓編『国際法判例百選第2版』（有斐閣、2011年）、46-47頁。

41) Bernald Oxman, "The Regime of Warships under the United Nations Convention on the Law of the Sea," *Virginia Journal of International Law*, Vol.24 (1984), p.815.

42) 領海及び接続水域に関する条約（1958年）第22条。

43) Robin Rolf Churchill and Alan Vaughan Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed. (Manchester University Press, 1999), p.61.

44) 海洋法条約上、軍艦とは、一の国の軍隊に属する船舶であって、当該国の国籍を有するそのような船舶であることを示す外部標識を掲げ、当該国の政府によって正式に任命されその氏名が軍務に服する者の適当な名簿にまたはこれに相当するものに記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、正規の軍隊の規律に服する乗組員が配置されているものをいう。UNCLOS 第29条。

45) 真山全「軍艦の定義」日本海洋協会編『海洋法・海事法判例研究』（日本海洋協会、1991年）、56頁。

46) ちなみに、本件では本案の審理に至ることなく和解が成立している。The Permanent Court of Arbitration, *ARA Libertad Arbitration (Argentina v. Ghana)*, Termination Order (11 November 2013).

47) Cf., Order, *supra* note 19, para.44.

48) *Military and Paramilitary Activities in und against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*. Merits, Judgment. ICJ. Reports 1986, p.14, para.213.

49) Churchill and Lowe, *supra* note 43, p.60.

定められておらず、依然として慣行に委ねられているとされている⁵⁰⁾。このような沿岸国の管轄権行使に対する数少ない例外が軍艦の免除であり⁵¹⁾、軍艦は内水においても原則として沿岸国の司法（裁判）管轄権及び執行管轄権の行使からの免除を享有すると、学説上は従前から主張されてきた⁵²⁾。本暫定措置命令は、UNCLOS 第32条は内水においても適用されることを宣言し、内水における軍艦の免除を司法判断として改めて提示したという点がまずもって注目される。

さらに重要なのは、本暫定措置命令は軍艦が享有する免除は慣習法（一般国際法）の下での権利であることを明示的に示した国際裁判所による最初の判断であるという点である（para.98.）。他方で、この点については本件を取り扱った ITLOS 判事からの批判が見られている。ウォルフラム（Rüdiger Wolfrum）及びコット（Jean-Pierre Cot）両判事は、ITLOS 及び第287条に列挙される裁判所の管轄権はUNCLOS の解釈または適用に関する紛争に限定されるところ（UNCLOS 第288条第1項）⁵³⁾、内水における軍艦の免除は慣習法（一般国際法）上の問題であることから⁵⁴⁾、本件はITLOS の事項管轄権の範囲外であると批判する⁵⁵⁾。これらの判事は、内水において軍艦が免除を享有すること及びUNCLOS 第288条第1項の紛争解決においては慣習法（一般国際法）も適用されること（第293条第1項）には同意しつつも、ITLOS が「慣習法の解釈または適用に関する紛争」を取り扱うためには、そのような慣習法がUNCLOS に組み込まれていなければならないが、この点について暫定措置命令及び申立人のいずれも十分な説明を行っておらず⁵⁶⁾、その結果、ITLOS の事項管轄権を不当に拡大することとなったと批判する⁵⁷⁾。

UNCLOS 第32条の起草過程においては、軍艦の免除は、ジュネーヴ海洋法会議において既に慣習法であると判断されていた⁵⁸⁾ という理由から議論の対象とはされていない⁵⁹⁾。つまり、内水における軍艦の免除はUNCLOS が直接的には触れていない問題であり、いわばUNCLOS が積み残した問題であるにもかかわらず、本件においてITLOS で暫定措置命令が出されたという実行からはITLOS がその事項管轄権を一方的に拡大せしめたという指摘とともに、紛争処理という文脈においては、ITLOS が取り扱える事件の範囲をどう考えるのか、及び内水における軍艦の免除というような国家間における合意が形成されなかった事項をITLOS で取り扱うのは適当なのかという、手続面における論点を慫慂させる。なお、この点に関し、ITLOS の暫定措置命令の目的が近年拡大しているので

50) 山本前掲書注2、44頁。

51) しかしながら、海上交通の安全確保、海洋環境の保護及び海洋汚染防止等にかかわる沿岸国の立法管轄権は否定されていないようである。海軍大臣官房『軍艦外務令解説』（海軍大臣官房、1938年）、131頁。

52) Churchill and Lowe, *supra* note 43, p.65; Donald Rothwell and Tim Stephens, *The International Law of the Sea* (Hart Publishing, 2011), p.56.

53) 高林秀雄『国連海洋法条約の成果と課題』（東信堂、1996年）、222頁。

54) *Jurisdictional Immunities of the State (Germany v. Italy : Greece intervening)*, Judgment, ICJ Reports 2012, p.99, para.113.

55) Joint Separate Opinion of Judge Wolfrum and Judge Cot, paras.7-20.

56) *Id.*, para.7.

57) *Id.*, paras.43-45.

58) UN DOC A/CN.4/Ser.A/1956/Add.1 (November 1956), *Yearbook of the International Law Commission 1956* (1956), Vol.II, p.280.

59) Staya N, Nandan and Shabtai Rosenne eds., *United Nations Conventions on the Law of the Sea 1982 A Commentary*, Vol.II (Martinus Nijhoff Publishers, 1995), pp.261, 263.

はないかとの指摘が、別途なされている⁶⁰⁾。

おわりに―諸国の海軍への含意―

本論で取り扱った暫定措置命令は、軍艦の免除が最初に示された古典的事例である Schooner Exchange 事件と同趣旨の判断が、約200年の時間を経て国際裁判所により下されたものとして注目される。また、本件は、実体法及び手続法の双方に跨るさらなる検討が必要とされるような論点を内包しているようにも見受けられ、興味深い⁶¹⁾。

ところで、一国の海軍が保有する vehicle は、戦闘艦艇及びその他の艦艇から構成されており、これらのうち、その他の艦艇とは UNCLOS 第236条で記される「軍の支援船」であり、よりプロフェッショナルな表現では補助艦艇である。補助艦艇とは、軍により所有されているか、またはその排他的な支配下にあるもので、UNCLOS 第29条にいう軍艦を除くものをいう。他方で、補助艦艇は、政府の非商業的役務に使用されており、免除を享有するという点は軍艦と同様である。ちなみに、海上自衛隊が使用する船舶は、自衛艦と支援船とに分類されている⁶²⁾。これらのうち、自衛艦（警備艦と補助艦に再分類）は国際法上の軍艦であり、支援船は UNCLOS でいうところの補助艦艇に該当する。また、諸国の海軍の間で補助艦艇のカテゴリーに属する船舶の大規模な集団は、米国の Military Sea Lift Command (MSLC) 及び英国の Royal Fleet Auxiliary Service/Royal Maritime Auxiliary Service が運航する全ての補助艦艇が挙げられる。これらの船舶は政府の非商業的役務に使用されている船舶であり、軍艦には該当しない。したがって、本暫定措置命令のみによって、それらの船舶が内水において軍艦と同様の免除を享有すると直ちに判断することはなお慎重を期するべきと思われる⁶³⁾。ただし、MSLC が管理及び運航する船舶は、所謂戦時においては米海軍艦艇に convert されることは承知しておく必要がある。

いずれにしても、現場の実務的見地からは、本暫定措置命令により軍艦の免除が幅広く認められたことは、諸国の海軍にとって一般的な意味で歓迎されるべきことである⁶⁴⁾。軍艦の免除とは一般的な司法管轄権の免除とは異なる重大な意味を内包していることから、今後、軍艦の免除が再び問題とされるような事態が生じた場合には、本暫定措置命令の範囲及び法的意義を十分に咀嚼した冷

60) 例えば、MV *Arctic Sunrise* 事件暫定措置命令では人権法上の問題も考慮に入れられたと指摘されている。Guilfoyle and Miles, *supra* note 37, p.272. また、ICJ の仮保全措置命令についても、近年においては、紛争の悪化または拡大の防止並びに人権の保護及び人道的配慮といった領域に目的が拡大されていると指摘されている。酒井啓亘「国際司法裁判所における仮保全措置の目的の展開―最近の判例の検討を中心として―」『外務省調査月報』2001/No.2 (2001年)、52-67頁。

61) なお、管見の知るところ、*Japanese Yearbook of International Law*, Vol.58 (2015) (本論執筆の時点では未刊) に、本論で取り扱った事件について検討した論説である Massimo Lando, "State Jurisdiction and Immunity of Warships in the *ARA Libertad* Case" が掲載される予定である。

62) 海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令 (海上自衛隊訓令第30号) (昭和35年9月24日)、別表第1。

63) なお、米海軍出身の研究者である米海軍大学の James Kraska は、本暫定措置命令により MSLC 所属の補助艦艇が免除を享有することが一層明確になったと主張する。Kraska, *supra* note 5, pp.409-410.

64) *Id.*, p.408.

静かつ知的な実務的判断が一層期待される。

<本論における論述内容は、すべて筆者の個人的見解である。>